

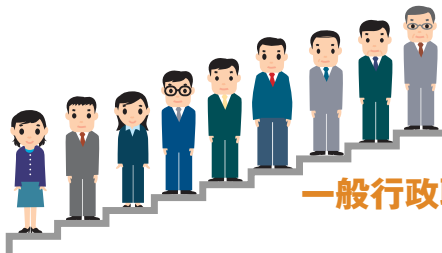
## 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

(単位:人)

区分	部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成20年	平成21年		
一般行政部門	議会	24	23	△1	事務の見直し
	総務企画	630	599	△31	本庁組織の再編、指定管理者制度の導入等
	税務	107	106	△1	出先機関の事務の見直し
	民生・衛生	819	791	△28	事務・事業の見直し等
	商工・労働	282	277	△5	事務・事業の見直し等
	農林水産	748	724	△24	指定管理者制度の導入、事務・事業の見直し等
	土木	595	584	△11	本庁組織の再編、事務・事業の見直し等
	小計	3,205	3,104	△101	
特別行政部門	教育	8,650	8,559	△91	児童生徒数の減、小中学校の統廃合等
	警察	1,911	1,909	△2	欠員の増
	小計	10,561	10,468	△93	
公営企業等会計部門	病院	872	868	△4	業務の外部委託化等
	その他	108	108	0	
	小計	980	976	△4	
合計		14,746	14,548	△198	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する退職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。  
 2 平成21年度は行政改革大綱に基づき、組織や事務・事業を見直し、新たな行政需要にも職員の再配置等により対応するなど、職員数の削減を行いました。



## 一般行政職の級別職員構成の状況

(平成21年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比	(参考)H20構成比
9級	部長	16	0.5%	0.4%
8級	次長	56	1.6%	1.9%
7級	参事・課長	69	2.0%	2.0%
6級	課長・課長補佐	720	21.2%	21.9%
5級	課長補佐	445	13.1%	11.8%
4級	主査・副主査	997	29.3%	29.2%
3級	主任	570	16.8%	17.3%
2級	主事・技師	336	9.9%	10.3%
1級	主事・技師	190	5.6%	5.2%
一般行政職職員数		3,399	100.0%	100.0%

(注) 県給与条例に基づく給料表の級別区分表による職員構成です。

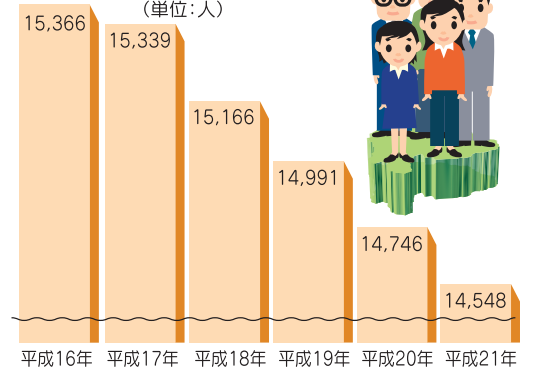
## 給与の種類と内容 (平成21年12月1日現在)

給与の種類	毎月まわって支給されるもの		特殊な職務や特殊な勤務に応じた支給されるもの		臨時に支給されるもの	
	項目	内容	項目	内容	項目	内容
給与	給料	職種や職務に応じた給料表に定める額	特殊勤務手当	危険・困難・不快・不健康な勤務に付いたとき	期末・勤勉手当	ボーナスに相当する手当(年間4.15カ月) (再任用職員年間2.20カ月)
	扶養手当	配偶者13,000円、配偶者以外の扶養親族は、1人につき6,500円	時間外勤務手当	正規の勤務時間を超過して勤務したとき	退職手当	退職したとき(勤務年数に応じ0.6~59.28カ月)
	住居手当	借家の場合、家賃が12,000円を超えるときに支給し、家賃の額に応じ最高27,000円まで。持ち家の場合、4,000円	その他	管理職手当など		
	通勤手当	運賃55,000円までは全額、55,000円を超える部分は2分の1を支給。自動車等使用者は、通勤距離に応じ支給				
	その他	へき地手当など				

(注) 本県の特長性を考慮し、通勤手当と住居手当は国と異なっています。

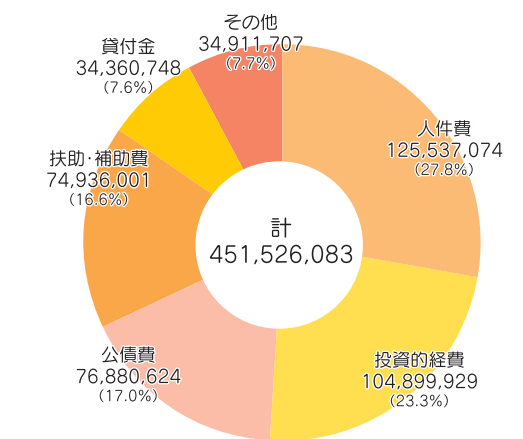
## 職員数の推移

(単位:人)



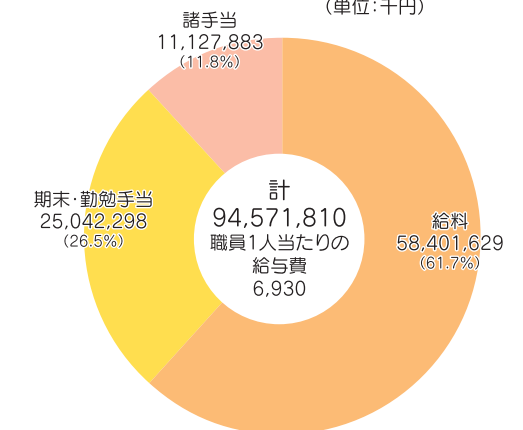
## 歳出に占める人件費の状況

(平成20年度普通会計決算) (単位:千円)



## 給与費の状況

(平成21年度普通会計予算) (単位:千円)

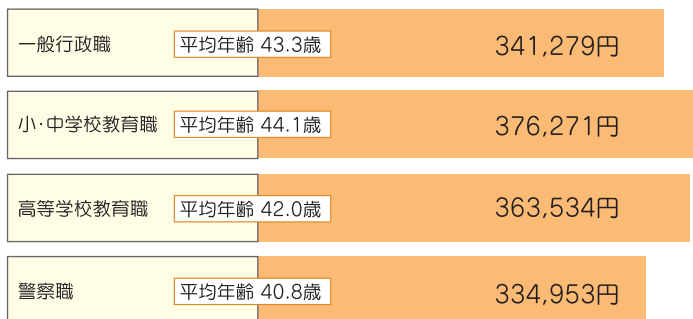


(注) 諸手当には退職手当は含みません。  
 (注) 職員1人当たりの給与費は、普通会計予算計上の13,646人で計算しています。



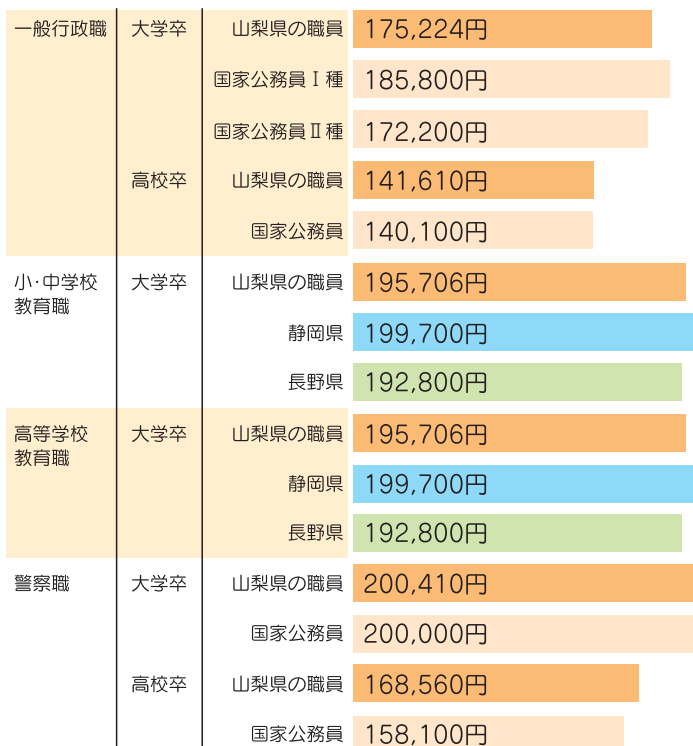
## 平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成21年4月1日現在)



## 初任給の状況

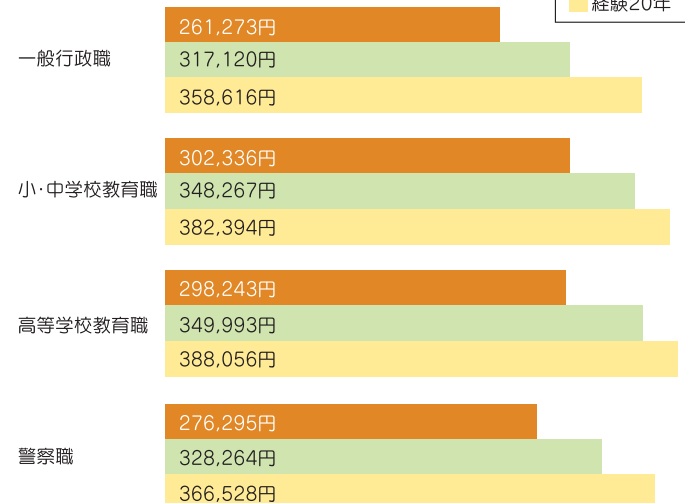
(平成21年4月1日現在)



※小・中学校教育職及び高等学校教育職の初任給は、国家公務員には対象職員がないことから、近県において、インターネットなどで公表している初任給を掲載しました。

## 経験年数別平均給料月額の状況

(大学卒業者:平成21年4月1日現在)



(注)経験年数とは、卒業後直ちに採用された職員の場合は、採用後の勤続年数をいいます。

# 県職員数と給与の状況

環境、福祉・医療、産業振興、基盤整備、教育、警察などさまざまな分野で働いている県職員の数と給与のあらましを紹介します。

## 給与決定のしくみ

職員の給与は、県内の民間企業の従業員の給与、生計費、国や他の都道府県の職員の給与などを調査・研究した結果に基づく人事委員会の報告と勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定められます。

## 給与などの内容

給与は、基本給としての給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当から成り立っていますが、これらは国家公務員の給与制度に準じています。

平成20年4月1日現在の本県の一般行政職の給料は、国家公務員の水準を100とした場合、99.7であり、47都道府県中21位となっています。

また、特別職などの報酬の月額は、平成21年4月1日から、知事1,108,800円、副知事882,700円、県議会議長920,000円、同副議長830,000円、同議員780,000円となっています。

なお、本県では特別職も含めた全職員を対象に、給料の特例減額措置を平成23年9月30日まで実施しています。

「県職員数と給与の状況」については、県ホームページに掲載し、随時、内容を更新しておりますのでご覧ください。

